

# 平成 31 年度山形県特別栽培農産物認証申請における 肥料（外部購入資材）に関する証明資料の取り扱い

平成 30 年 11 月 30 日

公益財団法人やまがた農業支援センター

## 1 証明資料の添付が必要な肥料等（外部購入資材）

申請書の提出にあたっては、有機質肥料や有機質入り肥料だけでなく、外部から購入し使用する肥料等の全てについて資材証明書等の添付を申請要件とします。

また、申請者は、事前に最寄りの総合支庁農業技術普及課から生産計画の指導・助言を得ることと（特別栽培認証業務規程第 5 条第 2 項）としているので、この時点で対象資材の全ての資材の資材証明書等（写し）を添付してください。

## 2 肥料の区分と添付する証明資料の内容

肥料の種類	資材証明書等
有機態窒素入り肥料	肥料登録証(写) <sup>*1</sup> 、資材証明書 <sup>*2</sup>
窒素肥料（100%化学合成肥料）	肥料登録証(写) <sup>*1</sup>
窒素を含有しない肥料	肥料登録証(写) <sup>*1</sup>
特殊肥料（堆肥等）	品質表示(肥料取締法に基づく表示)(写)、資材証明書 <sup>*3</sup>

\*1：指定配合肥料の場合は肥料登録証(写)に代えて行政印のある指定配合肥料届出書(写)とする。

\*2：肥料の窒素全量のうち化学肥料に由来する窒素の割合が判断でき、肥料生産業者が作成し、発行日がわかるもの。

\*3：化学肥料が含有しないことが判断できるもの、尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用した場合は、その配合割合が判断できるもの。肥料生産業者が作成し、発行日がわかるもの。

## 3 証明資料の添付を必要としない肥料等（外部購入資材）

次の（１）及び（２）のリストに掲載されている肥料等（外部購入資材）については、証明資料の添付を必要としないこととする。なお、各リストを利用する場合の留意事項は以下のとおりです。

### （１） 山形県特別栽培農産物認証申請時に義務づけられている資材証明書等の添付が省略できる一覧及び利用上の留意事項

本リストについては、県（所管：農業技術環境課）が作成し提供しているものです。

① リスト名 山形県特別栽培農産物認証申請時に義務づけられている資材証明書

等の添付が省略できる一覧

- ② 作成主体 山形県農林水産部（所管課：農業技術環境課）
- ③ 提供方法 山形県農業情報サイト「やまがたアグリネット（あぐりん）」

<http://agrin.jp/>

会員限定で公開しておりますので会員登録が必要となります。

会員登録は「あぐりん」→「ホーム」→「初めての方へ」（ホーム画面の上部から行ってください）。

## （2）有機農産物の JAS 規格別表等への適合性評価済み資材リスト及び留意事項

本リストは、有機農産物認証業務において運用しているリストを活用するものです。

- ① リスト名  
有機農産物の JAS 規格別表等への適合性評価済み資材リスト
- ② 運用主体 一般社団法人有機 JAS 資材評価協議会
- ③ 提供方法 同協議会ホームページ

<http://www.yuhyokyo.com/list/>

注）リストは、評価協議会と同リストの利用・受託契約を締結している有機 JAS 登録認定機関が有機 JAS 認証業務において利用する場合に限ってリスト掲載責任が履行される性格のものであることから、同リストを利用した結果、損害等が生じた場合の責任は認証申請者に帰することになる点に留意して下さい。

## （3）上記リストの利用に関する共通留意事項

- ① 上記リスト掲載肥料等（外部購入肥料）については、証明資料の取り寄せ等に関する申請者の負担軽減を目的としたものであり、使用予定資材の選定・評価については、使用者たる申請者の責任において実施されるべきものです。
- ② したがって、使用予定資材の選定に当たっては、証明資料添付の必要有無にかかわらず、製品に表示されている保証成分等の内容を十分に確認する。  
（参考）肥料取締法によって、生産・販売する肥料については、製品包装等に保証成分等を表示する義務が規定されています。

普通肥料：保証票の添付      特殊肥料：品質表示